

令和8年度 監査基本計画

1 監査の基本方針

我が国の経済の先行きは、内閣府月例経済報告にもあるように、雇用・所得環境の改善各種政策の効果により、緩やかな回復を支えることが期待される。ただし、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要性があると考えられる。

ひるがえって、本区の財政状況を見るに、ふるさと納税制度による区財源の流出拡大等により財政状況に不透明感が残る中、本区は、基本構想の未来像である「ちがいを ちからに 変える街。渋谷区」の実現に向けて、計画最終年度である「渋谷区長期基本計画2017－2026」及び「渋谷区実施計画2023」に基づき、各事業を着実に実現するために、持続可能な行財政運営に具体的に取組んでいく必要があると考える。

このような本区を取り巻く状況の下、監査委員は、令和8年度の監査において、監査基準に基づき、不断の努力で自らの専門性の向上と知識の蓄積を図り、監査の質の向上を図ることによって、区の行財政運営の適正性及び透明性の向上に寄与し、区政の信頼確保に資するため、次の点を基本に実施する。

- (1) 事務事業や予算執行について、合规性、正確性はもとより、経済性、効率性、有効性の観点から検証し、適切な執行を担保することにより、区政の透明性と信頼性を高める。
- (2) 監査対象のリスクを考慮し、公金の管理方法や組織としての事務処理のチェック体制など、各所管が主体的に行う内部統制の状況を確認することにより、事故やミスの防止に向けた対応に努める。
- (3) 監査の実効性を高めるため、誤りの指摘だけではなく、指摘事項に基づき講じた措置について報告を求め、是正・改善状況を的確に把握することにより再発防止の徹底に努める。さらに、監査結果を他部署の職員にも共有することにより、問題点を認識して自主的な業務改善を促す契機となるよう配慮する。

2 各監査の実施概要

(1) 定期監査

主に令和7年度に執行した事務事業に対する監査として、収入支出、契約及び財産管理等の財務事務が法令等に適合し、適正に執行されているかに主眼を置くとともに、事務事業が事業目的の達成に向けて経済的、効率的、効果的に行われているかに留意して実施する。実施に当たっては、重点項目を設定する。

対象は、庁内全部局及び事務事業の執行状況を勘案して抽出した庁外施設とする。

(2) 財政援助団体等監査

財政援助団体、出資団体、指定管理者及び債務保証団体への補助金等が要綱等に基づき適正に交付され、また所管部局の履行確認、指揮監督が適切に行われているか等を検証する。

また、所管部局に対しては、補助金交付規程の整備、補助金等の交付手続及び指定管理者の指定手続が適正か、財政援助団体等への指導監督が適切に行われているか等の観点から監査する。

(3) 行政監査

区の事務事業から監査テーマを選定し、その事務事業を主に、経済性、効率性及び有効性の観点から検証する。

監査テーマの選定に当たっては、過去の監査結果、事務事業の執行状況、社会情勢等を考慮する。

(4) 決算審査

区長から審査に付される決算証拠書類に基づき、令和7年度の各会計歳入歳出決算について、法令等に適合し、計数が正確なものになっているか、財政運営や財産管理が適正に行われているか等の観点から審査し、意見を付す。

(5) 健全化判断比率審査

区長から審査に付される令和7年度決算に関する実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を示す指標の算定が適切に行われているかについて審査し、意見を付す。

(6) 例月出納検査

各会計の現金及び歳入歳出外現金の出納を対象として、収入支出に関わる記録、証拠書類等から毎月の計数が正確になっているか、現金の出納及び保管状況等について検査する。また、財政収支の動向や基金を含む資金の運用が安全性に配慮され、適切に行われているかについても併せて確認する。

なお、例月出納検査は、月1回実施するものとし、実施日は原則として20日、21日とする。

(7) 随時監査

監査委員が必要と認める場合に、財務に関する事務が法令等に沿って適正に執行されているか、事務の執行が法令等に従い適正に行われているかについて実施する。

(8) その他

住民監査請求による監査（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項）、住民の直接請求による監査（法第75条第3項）、議会の要求による監査（法第98条第2項）、区長の要求による監査（法第199条第6項）、公金の収納支払事務に関する監査（法第235条の2第2項）、職員の賠償責任に関する監査（法第243条の2の8第3項）、会計管理者に対する指定金融機関等の検査の結果報告の求め（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第168条の4第3項）、会計管理者に対する指定公金事務取扱者の検査の結果報告の求め（法第243条の2第10項）について、請求等に基づいて実施する。